

平成22年5月12日 開 会

平成22年5月12日 閉 会

平成22年第2回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

目 次

5月12日（水曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
説明のため出席した者の職氏名.....	4
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	5
開 会（午前10時00分）.....	6
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	6
日程第2 会期の決定について.....	6
日程第3 諸般の報告.....	6
日程第4 承第3号から日程第6 承第5号まで.....	6
平野市長提案説明.....	7
松影市民環境部長詳細説明.....	9
日程第7 質 疑（承第3号から承第5号まで）.....	13
12番 寺町知正議員質疑.....	14
松影市民環境部長答弁.....	14
12番 寺町知正議員質疑.....	14
休 憩（午前10時32分）.....	15
再 開（午前10時33分）.....	15
松影市民環境部長答弁.....	15
休 憩（午前10時33分）.....	15
再 開（午前10時42分）.....	15
休 憩（午前10時42分）.....	15
再 開（午前11時01分）.....	15
12番 寺町知正議員質疑.....	15
松影市民環境部長答弁.....	16
14番 小森英明議員質疑.....	17
松影市民環境部長答弁.....	18
14番 小森英明議員質疑.....	18

松影市民環境部長答弁.....	18
日程第 8 討 論（承第 3 号から承第 5 号まで）.....	19
12番 寺町知正議員反対討論.....	19
13番 藤根圓六議員賛成討論.....	20
日程第 9 採 決（承第 3 号から承第 5 号まで）.....	20
日程第10 議第37号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について.....	21
平野市長提案説明.....	21
日程第11 質 疑.....	22
日程第12 討 論.....	22
日程第13 採 決.....	22
日程第14 議第38号から日程第16 議第40号まで.....	23
平野市長提案説明.....	23
日程第17 質 疑（議第38号から議第40号まで）.....	24
12番 寺町知正議員質疑.....	24
林総務部長答弁.....	24
12番 寺町知正議員質疑.....	24
休 憩（午前11時30分）.....	24
再 開（午前11時31分）.....	24
林総務部長答弁.....	25
12番 寺町知正議員質疑.....	25
林総務部長答弁.....	25
日程第18 討 論（議第38号から議第40号まで）.....	26
日程第19 採 決（議第38号から議第40号まで）.....	26
休 憩（午前11時36分）.....	27
再 開（午前11時38分）.....	27
追加日程 議長の辞職について.....	27
追加日程 議長の選挙について.....	28
休 憩（午前11時53分）.....	29
再 開（午前11時55分）.....	30
追加日程 副議長の辞職について.....	30
追加日程 副議長の選挙について.....	30
休 憩（午後 0 時06分）.....	32

再 開（午後 1 時00分）	32
日程第20 常任委員会委員の選任について	32
休 憩（午後 1 時05分）	33
再 開（午後 1 時15分）	33
日程第21 議会運営委員会委員の選任について	33
休 憩（午後 1 時16分）	34
再 開（午後 1 時27分）	34
日程第22 特別委員会委員の選任について	34
休 憩（午後 1 時29分）	34
再 開（午後 1 時48分）	35
追加日程 岐北衛生施設利用組合議員の辞職について	35
追加日程 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について	35
追加日程 議第41号 山県市監査委員の選任同意について	37
平野市長提案説明	37
追加日程 質 疑	38
追加日程 討 論	38
追加日程 採 決	39
閉 会（午後 2 時05分）	39
会議録署名者	39

山 県 市 議 会 臨 時 会 議 録

第1号 5月12日(水曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成22年5月12日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承第3号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第5 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第6 承第5号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第7 質 疑
- 承第3号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第5号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第8 討 論
- 承第3号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第5号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第9 採 決
- 承第3号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第5号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議第37号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

- 日程第11 質 疑
- 日程第12 討 論
- 日程第13 採 決
- 日程第14 議第38号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第15 議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第16 議第40号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 質 疑
- 議第38号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第40号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 討 論
- 議第38号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第40号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 採 決
- 議第38号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第40号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 常任委員会委員の選任について
- 日程第21 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第22 特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承第3号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第5 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第6 承第5号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第7 質 疑

- 承第3号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第5号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第8 討 論
- 承第3号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第5号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第9 採 決
- 承第3号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第5号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議第37号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第11 質 疑
- 日程第12 討 論
- 日程第13 採 決
- 日程第14 議第38号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第15 議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第16 議第40号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 質 疑
- 議第38号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第40号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 討 論
- 議第38号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第40号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第1号）

日程第19 採 決

議第38号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議第40号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第1号）

日程第20 常任委員会委員の選任について

日程第21 議会運営委員会委員の選任について

日程第22 特別委員会委員の選任について

追加日程 議長の辞職について

追加日程 議長の選挙について

追加日程 副議長の辞職について

追加日程 副議長の選挙について

追加日程 岐北衛生施設利用組合議員の辞職について

追加日程 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について

追加日程 議第41号 山県市監査委員の選任同意について

追加日程 質 疑

追加日程 討 論

追加日程 採 決

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長 平野元君 副市長 嶋井勉君

教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	船戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
総務部次長	岡田知也君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	梅田敏弘
書記	林強臣		

午前10時00分開会

議長（後藤利丸君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第2回山県市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（後藤利丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議規則第81条の規定により、議長において、13番 藤根圓六君、1番 上野欣也君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（後藤利丸君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（後藤利丸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成22年2月及び3月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 承第3号から日程第6 承第5号まで

議長（後藤利丸君） 日程第4、承第3号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第5、承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第6、承第5号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、以上3議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成22年第2回臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、早朝より御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

風薫るさわやかな季節となってまいりました。この4月から、次の時代を担う子供の健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校を卒業するまでの子供さんを養育される方に、子供1人につき、平成22年度は月額1万3,000円を支給する子ども手当制度が始まりました。山県市における本年3月末現在での対象児童数は約3,800人でございます。また、受給資格者数は約2,200人となっております。6月からの手当支給に向けまして、現在事務を進めているところでございます。子ども手当を受給される方々には、子供さんの将来を考えて有効に活用いただけたらと思っておる次第でございます。

さて、3月25日には山県市クリーンセンターの竣工式をとり行いましたところ、議員各位には、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

4月1日から順調に本格稼働しており、今後は安全な運営に心がけ、市民の清潔で明るい生活環境の推進に一層努めてまいり所存でございますので、よろしく願い申し上げます。

本市におきましては、合併以来、新市まちづくり計画及び平成17年度に策定されました第1次山県市総合計画の基本理念である、豊かな自然と活力ある都市が調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりの具現化を図り、地域情報化事業、公共下水道整備事業、小中学校の整備事業を初めとした各施策を積極的に展開してきたところでございます。

そんな中で、4月1日より乾、富波、西武芸の3小学校が統合され、美山小学校が誕生いたしました。これに先立ち、3月27日には3校において閉校式が行われ、それぞれ136年の歴史に幕を閉じたところでございます。校旗の返納を受けました際には、万感胸に迫るものがございました。同時に、地域ではぐくまれた純粋なこの子供たちなら立派に伝統を引き継いでくれるものと確信をしたところでございます。新たな教育環境の中で将来の山県市を担う人材としてたくましく育ていただくことを願ってやみません。

また、子育て支援の皆さんの一助となるように、保護者同伴の乳幼児も利用できる乳児室や芝生広場などを備えた高富児童館もオープンいたしました。今後は幅広い子育て支援の拠点として、関係団体の連携を密にしながら事業展開を図ってまいりたいと思っております。ぜひともお気軽に御利用いただきたいと存じております。

さらに、東海環状自動車道の整備につきましては、西回りルート全般において推進

が図られ、本市東深瀬地内におきましては用地買収が進められており、西深瀬地区においても国道256号とあわせて境界確定作業を進めている現状でございます。市といたしましても、（仮称）山県インターチェンジの早期完成に向けて積極的に協力をして、一層の推進を図ってまいりたい所存でございます。

このように、市としまして基盤が着々と整いつつある中、今年度は第1次山県市総合計画の平成22年度から26年度までの後期基本計画のスタートの年度でもございます。計画策定に当たりましては、時代の潮流に的確に対応していくため、市民アンケート調査の実施や前期基本計画の施策を各事業ごとに検証しており、山県市の地域特性を生かした魅力あるまちづくりをさらに推進してまいりますので、議員各位を初め、市民の皆様方の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、専決処分案件3件、人事案件3件、補正予算案件1件の計7件でございます。

それでは、ただいま上程されました3件の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、承第3号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、山県市税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分をしたものでございまして、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、山県市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、承第5号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が本年3月17日に交付され、山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分をしたものでございまして、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上の3つの案件の改正内容につきましては、後ほど担当部長である市民環境部長から御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、十分な御審議を賜りまして、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤利丸君） 御苦労さまでございました。

続いて、松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 補足説明をさせていただきます。

最初に、承第3号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明させていただきます。

主な内容といたしましては、子ども手当の創設により、所得課税の扶養控除の見直しでございます。これに伴い、個人住民税においても扶養控除が見直しされることになり、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止、特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止し、1人について33万円とするなど、これらの扶養控除の見直しにより、今後個人住民税の非課税限度額の算定に扶養親族などの内容を把握する必要があるため、個人の市民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者について、扶養親族申請書の提出を義務づけるものでございます。

また、個人住民税の公的年金から特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得について、公的年金等に係る所得割を給与所得に係る個人住民税に合算して、給与から特別徴収の方法により徴収することができることとされる所要な措置を講じるものでございます。

さらに、個人の株式市場への参加を促進するため、非課税口座内の少数上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税所得が創設されることと、また、企業グループを対象とした課税の中立性や公平性等を確保する観点から法人課税の見直しや、市民の健康増進の観点から地方たばこ税率の引き上げが行われることなど、これらに係る関係条文の追加や改正を行ったところでございます。

改正内容につきましては、資料2、改正条例新旧対照表等により説明させていただきます。なお、文言整理、あるいは引用法令、根拠法令の改正により条項番号の変更につきましては省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

12条の改正内容は、法人住民税における納期限後に納付し、納入する税金、または納入金額に係る延滞金についてですが、法人住民税に係る還付加算金の記載日について、法人税の法定などを受けて法人税の期限納付申請を行い、その後、減額更生を受けた場合について、当該期限後申請に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう所要の措置が講じられたことにより、延滞金の計算についても同様に行うことについて規定

しております。

また、同条第2号及び第3号につきましても、延滞金に係る法人課税の必要な措置が講じられたことによる関係条文を整備するものでございます。

次に、2ページ上段をごらんいただきたいと思います。

第24条3項の改正は、企業グループを対象としたいわゆる連結法人について、課税の中立性や公平性等を確保する観点から清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行するなど、必要な措置が講じられたことに伴い、法人が解散した場合の清算期日については、法人住民税の均等割を課さないこととするものでございます。

次に、2ページ中段から3ページ中段をごらんいただきたいと思います。

第28条3の2は新たに規定するもので、少子化に歯どめをかけることを目指し、子ども手当の創設が掲げられたところであります。一方、現行の所得課税における所得控除制度は、結果として高い所得に有利な課税となることから、所得控除から手当対策にシフトすることとなり、所得税において、1つ目といたしましては、ゼロ歳から15歳までの子供を対象とする扶養控除の廃止、2つ目といたしましては、16歳以上19歳未満の者に係る特定扶養の上乗せ部分が廃止されることとなります。これに、上乗せ税体制の整合性の観点から個人住民税についても同様の措置を講じることとなり、これらの諸控除の見直しに伴い、個人住民税非課税限度額の判定基準の算定に扶養親族の数が用いられるため、引き続き年少扶養親族も含めた扶養親族の情報を把握する必要があるため、従来どおり扶養親族に関する情報を把握できるよう、申請書の提出を義務づける規定を設けたものでございます。

また、同条2項から5項の改正につきましても、諸控除の見直しにより扶養控除申請書の提出方法について定めたものでございます。

次に、3ページ中段から4ページ下段をごらんいただきたいと思います。

第28条3の3第1項から第5項は新たに規定するもので、前条と同様に、扶養親族の見直しに伴い、公的年金支払い報告書についてこの記載事項及び様式の見直しを行うなど、今後、個人住民税の課税最低限の算定に年少扶養親族などの情報を把握できるよう、必要な措置を講じるものでございます。

次に、4ページ下段から5ページ下段をごらんいただきたいと思います。

第32条の2の2第2項から第3項の改正は、公的年金からの特別徴収制度の拡充に関するもので、現行では、65歳未満の公的年金に係る個人住民税は普通徴収で納付することとされ、65歳未満の年金所得については、これまで窓口などでの納付の手間が生じ、特別徴収ができることとする要望が寄せられたところあります。このため、個人住民

税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金などに係る所得に要する給与所得者について、公的年金等の所得に係る所得割合を給与所得に係る所得割額及び均等割の合算額に加算して、給与から特別徴収の方法により徴収することができるような必要な措置が講じられたものでございます。

また、同条第4項の条文の追加につきましては、65歳以上の者は既に個人住民税が公的年金から特別徴収されているため、65歳未満の公的年金から特別徴収の対象とならない者を規定する追加をするものでございます。

次に、9ページ中段をごらんいただきたいと思います。

第77条の改正は、旧3級品以外の製造たばこについて、市町村たばこ税の税率を、1,000本につき3,298円から4,618円に税率を引き上げるものでございます。

次に、9ページ下段をごらんいただきたいと思います。

附則第16条の2の改正は、旧3級品以外の紙巻きたばこに係る税率を、1,000本につき1,564円から2,190円に引き上げる特例を定めるものでございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。

19条の3は新たに規定するもので、個人の株式への参入を促進し、税制面において上場株式等投資の優遇措置を講じる観点から、個人が金融商品取引業者の営業所に開設した非課税口座内において管理されている少額上場株式に係る配当所得及び譲渡所得について、非課税措置の創設をする制度を追加しております。

次に、11ページ上段から13ページ上段をごらんいただきたいと思います。

第20条の4の改定は、外国税務当局との情報交換に関し、より一層効率的かつ円滑に実施していくために、租税に関する情報の提供を行うことができる規定を設けたものでございます。

次に、13ページ中段をごらんいただきたいと思います。

第20条の5の改定は、上記と同様に、租税条例の内容が変更されたことにより、条文を整備するものでございます。

以上が条例改正の新旧対照表による説明でございます。

最後に、資料1、提出議案6ページの附則につきましては、第1条は施行期日を平成22年4月1日からとし、改定事項のうち、施行期日を22年4月1日からとしないものの施行期日を1号から4号までそれぞれ定めております。

第2条は市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は市たばこ税に関する経過措置を定めております。

続きまして、承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分

について御説明させていただきます。

主な改正内容につきましては、基礎課税限度額を47万円から3万円引き上げ50万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を12万円から1万円引き上げ13万円とし、非自主的離職者の給与所得を所得税法第28条第2項の規定により計算した金額の3割とする改定を行うほか、字句の改正と等をあわせて行ったものでございます。

改正内容につきましては、資料2、条例新旧対照表等により説明させていただきます。
14ページ上段をごらんいただきたいと思います。

第2条の改正は、第2項の基礎課税額の課税限度額を47万円から50万円に、第3項の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を12万円を13万円に定めるものです。なお、介護納付金課税額の課税限度額は10万円に変更ありません。

次に、14ページ下段から15ページをごらんいただきたいと思います。

第23条本文の改正は、第2条第2項及び第3項の課税限度額の改定並びに第1項及び第2項の改正は地方税法の改正と引用条項の規定を具体的かつ明瞭に33万円と定めるものでございます。また、第3項は、地方税法施行令第56条の89、第2項、第3項または第4項の規定により減額措置を講ずることとなるため、条文を削除するものでございます。

次に、16ページ上段をごらんいただきたいと思います。

第23条の2は新たに規定するもので、被保険者が倒産や解雇などの理由により離職した雇用保険の受給資格である場合において、所得割合の算定の基礎となる給与所得が含まれている場合には、その金額の100分の30に相当する金額として計算した金額とする特例措置を講ずることとしたものでございます。

次に、16ページ中段をごらんいただきたいと思います。

第24条ただし書きの改定は、地方税法の改正に伴い、字句の整備をするものでございます。

次に、16ページ下段から17ページ上段をごらんいただきたいと思います。

第24条の3は新たに規定するもので、離職理由その他必要と認める理由を記載した申請書を市長に提出しなければならないものとするものでございます。

次に、17ページ中段から18ページ中段をごらんいただきたいと思います。

附則第4項及び附則第18項、附則第19項は、字句の整備をするものでございます。

次に、18ページ下段をごらんいただきたいと思います。

附則第20項は、平成22年度以降の住民税の減免の特例について規定するものでございます。

以上が条例改正の新旧対照表による説明でございます。

最後に、資料 1、提出議案12ページの附則につきましては、第 1 項は施行期日を平成22年 4 月 1 日からとし、附則第18項及び附則第19項の改定事項は平成22年 6 月 1 日からと定めております。

第 2 項では平成22年度分の国民健康保険税から適用し、平成21年度までは従来 of 例によるものでございます。

続きまして、承第 5 号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明させていただきます。

主な改正内容につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の執行期限が 6 年間延長され、あわせて地方税法の課税免除または不均一課税に係る措置が適用される政令が期限延長されたことに伴い、施行期日を平成22年 3 月31日まで施行延長するものでございます。また、固定資産税の課税免除を行った場合の地方交付税の減収補てん対象事業費の見直しによりソフトウェア事業を廃止し、情報通信技術利用事業を追加したことに伴い、同様の措置を講じ、過疎地域における企業の立地、産業の振興を促進するため所要の措置を講じ、改正を行ったところでございます。

改正内容につきましては、資料 2、条例新旧対照表により説明させていただきます。

19ページをごらんいただきたいと思います。

第 1 条及び第 2 条の改定は、所得税及び法人税に係る特別償却を行うことができる事業及び地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の対象業種のうちソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業を追加し、関係条文を整備するものでございます。

附則第 3 項の改正は、平成22年 3 月31日を平成28年 3 月31日に改めるものでございます。

以上が条例改正の新旧対照表による説明でございます。

最後に、資料 1、提出議案14ページの附則につきましては、施行期日を平成22年 4 月 1 日から、附則第 3 項の改正は公布の日からと定めております。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。

日程第 7 質疑

議長（後藤利彦君） 日程第 7、これより承第 3 号から承第 5 号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、今説明があった国保関係、資料の10ページですね。承第4号、国保の条例の改正ですけど、国の法律の関係で47万円を50万円とか、限度額を引き上げるということですけど、法改正の趣旨はどのようなものなのかということですね。当然同じ考えで市が引き上げているわけですから、法改正の趣旨があると思います。それと、法律は上限を上げたということですけども、これは義務づけではなくて裁量だと私は思うんですが、つまり、法改正があっても上げてもいいし上げなくてもいいよという意味の上限の引き上げではないかと理解しているんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

それと、議会にきょう出てきているんですけど、これは事前に国保の運営協議会、こちらのほうで議論されたのかな、あるいは説明されたのかなと思うんですが、そのあたり、されたのなら内容はいかがでしょうか。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 法改正につきましては、先ほど説明しましたように、基礎課税の限度額の上限とか後期高齢者支援金の条例の改正につきまして、準則にのっとって行っております。

それから、上限が市町村によって裁量でできるのではないかとということですが、私どもは上限どおり50万と、それから13万に上げさせていただいています。

それから、最後に、国保運営協議会に諮ったかどうかということですが、3月に運営協議会にかけまして、そのときに御説明申し上げまして、委員さんには御理解をいただいております。よろしく申し上げます。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 再質問になりますけど、今の答弁は足りないと思うんです。まず、趣旨ですよ。上限を上げたというのは事実であって、なぜ国が法律の定める上限を引き上げたのかという理由があるでしょう。国会に提案した理由。そこを知りたいわけです。数字が上がったのはわかりますからということと、裁量かどうかというのが、例えばある自治体は国の法律の上限は50万になったけれども、うちは47万でいきますよ、あるいは48万でいきますよというところもあるかと私は思うんですが、山口市がなぜ今回50をとるのか、47万のままでいかないのかということですね。その部分の市の姿勢の説明をお願いしたいということですね。それが先ほどの質問です。

それから、協議会はそれでお聞きしましたけれども、じゃ、実際に今回引き上げることによって、具体的に市の歳入がふえるのか減るのか、ふえるんだろうと思うんですけど、具体的にどれくらい見込んでいるのかということをお説明いただきたいと思います。

議長（後藤利元君） 暫時休憩。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

議長（後藤利元君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市民環境部長（松影康司君） 先ほど説明しましたように、法律につきましては国の準則にのっとって行っておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔「いやいや、そうじゃなくて、なぜ上げたか理由があるじゃないですか。国が上げた理由、それから市が上げた理由。上げないところもあるわけだから。そこを一番知りたいんです」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時42分再開

議長（後藤利元君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

また暫時休憩をいたしますが、議場の時計で11時まで休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前11時01分再開

議長（後藤利元君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

先ほどの国の関係でございますが、医療費の高騰によりまして国が47万から50万に上げましたもので、それにつきまして私どもも50万にしたわけでございます。

それからあと、3点目の予算の関係でございますが、あくまでもうちの関係は8月から本算定に入りますもので、この上限につきましてもそれから反映されますもので、金額がどうのこうのというのはまだはっきりしておりませんので、その時点で、また6月の議会で税制改正等もお願いするわけでございますので、そのときにはっきりしましたらお答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（後藤利元君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 国が医療費高騰ということで上げたということでしたが、確かにそれは一般にはわかるんですけれども、上限を引き上げるということの意味はまた違

うようにも思いますが、決して十分に今の答弁を思ったわけじゃないですけど、再々質問ということで最後になりますが、今の最初の質問、再々質問の答弁を聞いていて、非常に市民に対する説明ができるのかなと、議場でできないんだから。そこを非常に不安に思っています。3月議会でも私は予算のときに言ったんですが、しっかり市民に説明しないと納得してもらえないでしょうと。だから説明をするって答弁されたのに、今のようなことではどうなるのかと非常に心配なんです。

特に上限を引き上げるということは、この対象の人たちがいるわけです、何十人か何百人かね。ということで聞きますけど、今、8月にならないとわからないとか、6月議会で数字をとおっしゃったけど、例えば47万を50万に引き上げたことによって、何人ぐらいかというのは去年のデータですぐ出てくるはずですよ。ことしはもちろんわかりませんよ、まだ。22年度は。21年度だったらこの3万円の引き上げによって対象者が何人ふえて幾ら市の歳入がふえるのか、そこは明らかにしてください。当然、そんな試算をしてやっているわけでしょう。場合によっては1万円上の48万でもいいかもしれないわけだから。だから、その人数ですね。対象がふえることによってふえる人数、それからそのことによって市に入ってくる増加の額の金額、そこは示してください。21年から計算できるはずですよ。そういう試算値は持っているはずですよということですね。

それと、専決しないといけないのかということですよ。今の話、8月に本算定ということで、6月議会でということですよ。ということだと、国の法律は確かに3月に変わったのかもしれないけど、市の条例の額、賦課徴収が始まるのはまだずっと先なんですから、先ほどの提案説明の中でも幾つか22年4月1日から、あるいは公布の日からとか、これは22年何月からという、幾つかの制度の説明が附則としてありましたよね。その考えからいけば、別に専決しなくてもいいのではないかと思うんですが、制度上専決しなければならぬ理由があるなら、そこを説明していただきたいということですよ。

裏返しとして、議会としては6月定例会が一番じっくり審査できるわけですよ。委員会もあるし。6月中ではだめなのかというところを明確に教えてください。単に市が専決しましたではなくて、専決しなければならぬ理由、あるいは6月まで待てない理由、そこは法律的に説明をしていただきたいと思います。

とりあえずそこをお聞きいたします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 説明が足らなくてどうも済みません。それにつきましては今後十分研究しまして、市民の方に説明していく予定でございます。よろしく申し上げます。

それから、先ほどのあと何世帯でどうのこうのという話でございますが、世帯数については把握しておりますが、金額についてはまだちょっと積算しておりませんが、47万から50万に上がる世帯数につきましては、190世帯を一応、私どもで資料に持っていますが、金額についてはまた後ほど計算しまして御報告させていただきます。

それからあと、専決処分につきましては、私ども、よその市は4月課税のところもありますが、私どもは8月からでございますが、その前に準備といいますか、仮決算を行いまして、どのくらい余剰金が出るかということも計算しまして、5月の末ごろに仮決算が出ますもので、それを受けまして今の上限がありますので、47万から50万の関係につきましても反映しますもので、今回お認めいただきまして、新しく本査定が始まる6月議会前に、6月議会に税率改正を行いまして、8月にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（後藤利利君） ほかに質疑はありませんか。

小森英明君。

14番（小森英明君） 資料1の市たばこ税に関する経過措置というのについてですが、これは平成22年10月1日から値上げされるということになっております。たばこについては時々値上げされて、愛煙家の皆さんについては、大変気の毒といいますか、税金をたくさん払っていただいておりますが、それで、ここの下のほうにあります製造たばこ、1,000本につき1,320円ということは、1本につき1円32銭値上がりすることになります。そして、紙巻きたばこですか。これは1,000本につき626円と。それで、先ほど松影部長が旧3級品と言われましたが、旧3級品というのはフィルターについていないたばこのことですかどうか、その件と、3級品があったということは、1級品と2級品もあったと思うんですけど、その1級品、2級品というのはどのようなたばこなのかというようなこともお聞きしたいと。

それと、10月1日から値上がりになると、小売業者にとっては前もって在庫をすごく多く仕入れておくということができないように、在庫の2万本以上については申告をしなければというふうになっているわけです。それで、そうした場合に、2万本以下の場合には申告しなくていいということだと、小売業者がその分は丸々もうかると。値上げ後に販売した場合ということになるのかどうかということですね。

そして、値上げによる税収は多くなるのか少なくなると予想されているのかどうかということです。

そして、次に、これは納税者の方には値上がりしてもたくさん吸っていただいて、税収をふやしていただきたいと思うわけですが、その納税者に対する何かサービスの配慮

といいますか、そういうようなことはされておるのかどうかというようなことをお聞きいたします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

3級品につきましては、エコーとか、わかばとか、しんせいとか、ゴールデンバットとか、バイオレットというのが3級品でございます。それから、それ以外の例えばハイライトとか、そういうのは普通のたばこの内容でございます。

それからあと、10月1日から上がりますけど、その前にストックというか、買い置きしての話でございますが、今、小森議員が言われましたように、なるほど2万本以上につきましては課税されますけど、それ以外につきましては課税はされませんと国から来ております。

それからあと、税収につきましては、21年度のベースでお話ししますと、山県市内では税収につきましては1億2,500万程度あったんですけど、今回の税改正で、例えば300円のたばこが今度は400円になりますもんで、それにつきまして、今の300円につきましては、地方のたばこにつきましては1箱当たり65円96銭でございますが、これが87円96銭ということで、約22円上がる予定でございます。それで、21年度のベースで計算しますと1億6,500万程度税収が入るという計算でございますが、今、健康増進の関係でたばこを吸われん方もございますが、一応21年ベースでは1億6,500万程度上がるという試算でございます。

それから、もう一つであります。税の関係でサービスがどうのこうのでございますが、これは一応ありませんが、ホームページ等で市のたばこ税がこれだけ入るといことは一応PRする予定をしております。

議長（後藤利丸君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 今年度、予算は1億2,500万ぐらいということになっておりますが、これ、値上げすることによってまた補正予算とか何か組まれるとか、そういうような予定はあるんですか、どうなんですか。

この値上げというのは、最初の当初予算の中では予定されておったのかどうかということですか。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 予算の関係でございますが、当初予算ではまだ値上げということは考えておりませんし、補正につきましてはまだ10月1日からですもんで、まだ今のところは補正等には考えておりませんが、そういうようなことでございます。

議長（後藤利丸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、承第3号から承第5号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第3号から承第5号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、承第3号から承第5号までは委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第8 討論

議長（後藤利丸君） 日程第8、これより承第3号から承第5号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、先ほども質疑をしましたけれども、承第4号の国民健康保険税条例の改正について、反対の立場で討論いたします。

先ほどの質疑で、私は十分な説明とは思いませんけど、一応幾つかの答えは出てきました。その中で不十分なこと、例えば国が法律改正した趣旨ということについては医療費の高騰だという簡単な答えでしたけれども、そもそも上限額が定められているという法律の趣旨は、各自治体がそれぞれの独自の判断で高額の所得がある人たちからたくさん取ろうよということもできる、上限を決めないと。ということの懸念があって法律が上限を定めているわけです、もともと。そういう中で全国ある程度抑えて一定以下にしようとしているのがこの制度なんですけど、今回それを引き上げるというのは、やはり確かに厳しいから少し上限を上げて各自治体の状況に合わせましょうという趣旨だということには思いますけど、そのあたりをきちっと説明されないといけないんじゃないか。

なぜなら、実際に3万円上がることによって、対象となる、先ほどやっと答弁で190世帯とありましたね。その人たちから非常に多額な、いわば財布からもらってくるわけですよ、行政がね。市民は払うわけですよ。取られるわけですよ、条例に基づいて。だから、納得してもらうためにはきちっと説明をしなければいけないわけでしょう。ということは、議場でもきちっと簡潔明瞭に説明しなければならないのに、それができないという市の姿勢は、これはもう説明責任を果たさないというより、無責任だと思うんです。

それを専決して、はい、議会は承認してくださいと。それでは市民には絶対通らない。引き上げされる対象の人たち190人世帯、人数はもっと多いわけですね。そういう人たちに対してきちっと対応しようという姿勢が感じられない。それはまず第一の反対の理由です。

もう一つは、市の国保の財政の状況、それもきちっと説明をしないと納得してもらえない。これまた同じですね。その辺の説明、あるいは意気込みも全く感じられない。そんな市の姿勢、ただ専決だけということで、私は結果としてこれは本当に3万円上げられるように法律がなったんだから、上げてでも貢献するような制度をとらなければいけないなど3月から思っただけでしたが、今のような説明状況ですらとも対象の人たちに納得してもらえないだろうという意味で、私は今のこの議場で反対するというふうに決めましたので、一応承認はできません。

議長（後藤利元君） 次に、賛成討論はありませんか。

藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） 私は国保運営委員の厚生常任委員会に属しておりますので、今回、その審議をしたわけなんですけれども、当初はこんなに上がってどうなんやという話の中で、やはり山口市の場合は7年間、基金があったのを7年間で、食いつぶすという言い方はおかしいですけど、7年間でなぜ順次上げてこないんだという話をしたんですけれども、それは結果論であって、7年間でほとんど基金がなくなったという状況で、それは今まで繰り越してきた金というのは、かつて納めた人たちが積み立ててきた金を我々は上げずに使ったわけだから、やはり今回基金がなくなって、今でも一般財源がないところで一般財源を投入しているような状況だったら、今回は当然上げる時期だということで私どもは認めたわけですから、私は、医療費というのは自己責任、そしてやはり上がることによってそれぞれの皆さんが健康管理もするということになれば、やはり今回、上げる時期だということで、私は賛成討論をさせていただきます。

議長（後藤利元君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、承第3号から承第5号までの討論を終結いたします。

日程第9 採決

議長（後藤利元君） 日程第9、ただいまから採決を行います。

承第3号 山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のと

おり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議がありますので、本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（後藤利丸君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

承第5号 山県市過疎地域の固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10 議第37号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議長（後藤利丸君） 日程第10、議第37号 山県市高富財産区管理委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、武藤孝成君の除斥を求めます。

〔武藤孝成議員 退場〕

議長（後藤利丸君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） それでは、ただいま上程されました議第37号 山県市高富財産区管理委員の選任同意につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、7名の委員のうち3名の方が辞任されたので、3名のうち1名の後任に新たに武藤孝成氏を選任することにつきまして、議会の同意を求めます。任期は、前任者の残任期間である平成23年6月5日まででございます。

同委員は、高富財産区の区域内に3カ月以上住所を有する者で、山県市の議会議員の被選挙権を有する者の中から選任することとなっております。武藤孝成氏はこれらの資

格を有し、山県市議会議員として御活躍をいただいております。十分な御審議を賜りまして、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第11 質疑

議長（後藤利丸君） 日程第11、これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第12 討論

議長（後藤利丸君） 日程第12、これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、本案の討論を終結いたします。

日程第13 採決

議長（後藤利丸君） 日程第13、ただいまから採決を行います。

議第37号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利邦君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

武藤孝成君の入場を許可します。

〔武藤孝成議員 入場〕

日程第14 議第38号から日程第16 議第40号まで

議長（後藤利邦君） 日程第14、議第38号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第15、議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第16、議第40号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第1号）、以上3議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） それでは、ただいま上程されました3案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、議第38号及び議第39号の山県市高富財産区管理委員の選任同意の2件につきましては、議第37号と同様に、新たな委員として浦瀬博光氏と長谷川清一氏の2名を選任することにつきまして、議会の同意を求めます。任期は、それぞれ前任者の残任期間である平成23年6月5日まででございます。

2名の方はいずれも委員の資格を有し、浦瀬博光氏は本町2丁目自治会長として、長谷川清一氏は双葉台自治会長としてそれぞれ御活躍をいただいております。

次に、資料ナンバー3、議第40号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出の予算の総額は異動させることなく、款項の金額を相互に増減させるための補正をお願いするものでございます。

ぎふ清流国体及びぎふ清流大会につきましては、国体の馬術競技会が平成24年9月30日から10月4日までの5日間、国体のバレーボール競技会が10月5日から10月8日までの4日間、清流大会のバレーボール競技会が10月13日から10月15日までの3日間、山県市で開催されることになっております。開催まで残り2年余りとなり、この4月に教育委員会生涯学習課にございました国体推進室を総務部に移管し、国体推進課として機構改革を行ったところでございます。

このため、歳出予算における人件費4,205万7,000円を教育費の社会教育費から総務費の総務管理費へ、需用費である委託料、工事費等1億1,536万8,000円を教育費の保健体育費から総務費の総務管理費へ振りかえを行おうとするものでございます。

歳入につきましては、款項の金額に増減はなく、県からの補助金1億1,136万8,000円

を教育費県補助金から総務費県補助金にするものでございます。

以上、十分な御審議を賜りまして、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤利丸君） 御苦労さまでした。

日程第17 質疑

議長（後藤利丸君） 日程第17、これより議第38号から議第40号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 議第40号の補正予算についてお尋ねします。

基本は国体関係で、教育委員会から総務部のほうに移ったと、市長部局に移ったという説明です。そこで確認しますが、年度がもう既に始まっていますので、大体の今後の年度のめどはついているかと思いますが、発注する時期とか工事の主な進行、行程、これはどんな予定を組まれているのかというところをお願いします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 発注の時期、今後の行程でございますが、今回、それぞれ予算を組み替えさせていただきましたものでございますけれども、一番大きいものは工事費の馬術競技場の施設整備費1億円ほどでございますが、これにつきましては来月発注予定でありますし、また、その上の施設の委託につきましては夏前には発注いたしまして、それぞれ3月末をめどに工事の完了の予定をいたしております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 1億円ほどの分は6月ということですね。全体の整備のほうも6月ということ。それから、施設の設計が1,035万ですか。普通に考えると、設計がこれだけの費用ということは、実際、その後に来る本体工事費、これはどれぐらいになるのかなというところはいかがなものなんですか。非常に額が大きいので、ある意味不安を持ちますが。

議長（後藤利丸君） 暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

議長（後藤利丸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 馬術競技場の施設の上の部分でございますが、おおむね総事業費が5億5,000万ほどでございます。

〔「この設計に係る本体事業費が」と呼ぶ者あり〕

総務部長（林 宏優君） そうです。

議長（後藤利彦君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 確認ですが、5億5,000万というのは今回の1,035万で設計される予定の事業ということでいいわけですね。それが、じゃ、今回のこの国体の馬術関係のある種ほとんどすべての施設、上物ですね、そこを指すのか、まだ追加で設計して何かつくるとかというのは出てくるのかということをお聞きしたい。

それから、昨年、一応この予算をつくる時の教育委員会の資料は情報公開でもらっていますが、コンサルがつくったんでしょう。見積もり1億1,000万ですね、今の。1億101万ですか。工事費の見積もりはありますけれども、このコンサルが今の業務の設計業務、施設の設計業務委託料1,035万、これを請け負う可能性というのはあるのかなのか。ある種、気になるわけですけど。これは見積もりをとったからおのずからスライドしていくのか、あるいは一般競争入札、あるいは指名の入札でいくのかということ。通常の場合ですと、見積もりをとったところが最終的に入札にかけてもとることが多いという経験則がありますけど、そこについて、多分教育委員会よりも入札については厳しい姿勢を持っているのが総務だと思うのでお聞きしたいんですけど、そのあたり、どんな見込みを持っているのかということ、いかがでしょうか。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 当然、入札でございますので、今後担当課のほうから、総務課でございますが、起案いたしまして、入札の選定委員会にかけます。その段階で、私は前回のことはよく把握しておりませんが、その段階で。ただ、今おっしゃられたように、同じメンバーになるのかならないのかは私は今のところ認識しておりませんので、よろしくお聞きしたいと思います。

〔「あと、追加の施設はあるのか」と呼ぶ者あり〕

総務部長（林 宏優君） 追加の施設はございません。

議長（後藤利彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利彦君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第38号から議第40号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第38号から議第40号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、議第38号から議第40号までは委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第18 討論

議長（後藤利元君） 日程第18、これより議第38号から議第40号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第38号から議第40号までの討論を終結いたします。

日程第19 採決

議長（後藤利元君） 日程第19、ただいまから採決を行います。

議第38号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第39号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第40号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第1号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時36分休憩

午前11時38分再開

副議長（影山春男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議長の後藤利弘君より議長の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（影山春男君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、後藤利弘君の除斥を求めます。

〔後藤利弘議員 退場〕

副議長（影山春男君） 事務局、辞職願の朗読を願います。

（事務局朗読）

副議長（影山春男君） お諮りいたします。

後藤利弘君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（影山春男君） 異議なしと認めます。よって、後藤利弘君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

後藤利弘君の入場を許可します。

〔後藤利弘議員 入場〕

副議長（影山春男君） ここで、後藤前議長に退任のごあいさつをお願いいたします。

11番（後藤利弘君） 大変失礼いたします。

私は、この1年間、皆様方に支えられ、議長の重責を全うしてまいりましたが、今後も皆様方の私に対する御支援をいただくよう心からお願いをいたしまして、本当に1年間は長いようで、私の感じとしましては、非常に短い期間でありました。皆様方に本当に多々御迷惑をおかけしてきたことと存じますが、私も今後、一議員として皆様方とともに議会の融和と、そして山県市の発展のために一層尽力してまいりたいと思っておりますので、どうかひとつ今後ともよろしくお願いをいたしまして、まことに簡単でございますが、退陣のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔拍 手〕

副議長（影山春男君） 御苦労さまでした。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（影山春男君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

副議長（影山春男君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 上野欣也君、2番 石神 真君を指名いたします。

議長の選挙を行います。

投票用紙の配付をいたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

副議長（影山春男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確 認〕

副議長（影山春男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

副議長（影山春男君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

副議長（影山春男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（影山春男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

上野欣也君、石神 真君、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

副議長（影山春男君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、無効投票なし。

有効投票中、久保田 均君14票、谷村松男君 1票、寺町知正君 1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、久保田 均君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（影山春男君） ただいま議長に当選されました久保田 均君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

久保田 均君、当選承諾及びあいさつをお願いします。

議長（久保田 均君） ただいまは、議会多数の皆様方の御推挙をいただきまして、議長という職責を与えていただきました。

私のような、本当に年齢の行った者が着く席じゃないと思いますが、皆さんの御厚意によりまして与えられた1年間を円滑なる議会運営、そしてまた、執行部としてはあらゆる無駄を省いて、そして有効な予算執行、そういうものとともに邁進してまいりたいと、そんな気持ちであります。

実績はこれから就任してからということになりますので多くを申しませんが、いずれにしても、皆様方、この議場におられる皆様方の御協力と御指導をいただかなければ全うできないと思っておりますので、ひたすらお願いをいたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍 手〕

副議長（影山春男君） 議長の選挙は終了いたしました。皆様方の御協力、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

久保田 均議長と交代させていただきます。

暫時休憩をいたします。

午前11時53分休憩

午前11時55分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま副議長の影山春男君より辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたします。

地方自治法第117条の規定により、影山春男君の除斥を求めます。

〔影山春男議員 退場〕

議長（久保田 均君） 事務局、辞職願の朗読を願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） お諮りをいたします。

影山春男君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、影山春男君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

影山春男君の入場を許可します。

〔影山春男議員 入場〕

議長（久保田 均君） ここで、影山前副議長に退任のごあいさつをお願いいたします。

10番（影山春男君） 私、不肖ながら1年間、副議長として議長の補佐役並びに皆様方の御指導のもと務めてまいりましたが、これからは皆様方と一緒に一議員として全力で頑張ってまいります。どうかよろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

〔拍手〕

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 杉山正樹君、4番 尾関律子君を指名いたします。

副議長の選挙を行います。

投票用紙の配付をいたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（久保田 均君） 投票用紙の漏れはございませんか。

〔確認〕

議長（久保田 均君） 漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（久保田 均君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

議長（久保田 均君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

杉山正樹君、尾関律子君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（久保田 均君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、無効ゼロ。

有効投票中、谷村松男君14票、田垣隆司君1票、武藤孝成君1票であります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、谷村松男君が副議長に当選されま

した。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（久保田 均君） ただいま副議長に当選されました谷村松男君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

谷村松男君、当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

副議長（谷村松男君） ただいまは、多数の皆様方の御推挙によりまして、副議長という大任を担うことになりました。もとより浅学非才の身でございますが、議長を補佐し、一生懸命職務を全うしていきたいと思っております。

今後とも皆様方の御協力をお願いいたしまして、私の就任のあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔拍手〕

議長（久保田 均君） 暫時休憩をいたします。議場の時計で1時に再開をいたします。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第20 常任委員会委員の選任について

議長（久保田 均君） 日程第20、常任委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定によりまして、ただいまより議長より指名をいたします。

総務文教委員会委員、杉山正樹君、宮田軍作君、田垣隆司君、藤根圓六君、村瀬伊織君、久保田 均、以上6名であります。

続きまして、産業建設委員会委員、上野欣也君、武藤孝成君、影山春男君、後藤利利君、小森英明君、5名であります。

厚生委員会委員、石神 真君、尾関律子君、横山哲夫君、谷村松男君、寺町知正君、5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま選任されました常任委員会委員の任期は、平成23年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の任期は、平成23年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定をいたしました。

これより、各常任委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

委員会開催場所の指定を行います。

総務文教委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室、厚生委員会は全員協議会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。時間の制約はございませんが、なるべく早くひとつ選出いただいて、議場にお戻りを願います。

午後1時05分休憩

午後1時15分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各常任委員会委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

総務文教委員会委員長、藤根圓六君、副委員長、杉山正樹君。

産業建設委員会委員長、小森英明君、副委員長、上野欣也君。

厚生委員会委員長、横山哲夫君、副委員長、石神 真君。

以上であります。

日程第21 議会運営委員会委員の選任について

議長（久保田 均君） 日程第21、議会運営委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、横山哲夫君、後藤利丸君、藤根圓六君、小森英明君、村瀬伊織君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま選任されました議会運営委員会委員の任期は、平成23年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の任期は、平成23年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定をいたしました。

これより、議会運営委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

第1委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時27分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告をいたします。

議会運営委員会委員長、後藤利元君、副委員長、村瀬伊織君。

以上であります。

日程第22 特別委員会委員の選任について

議長（久保田 均君） 日程第22、特別委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員に、石神 真君、尾関律子君、田垣隆司君、武藤孝成君、後藤利元君、藤根圓六君、小森英明君、村瀬伊織君。

行財政改革推進特別委員会委員に、上野欣也君、杉山正樹君、横山哲夫君、宮田軍作君、谷村松男君、影山春男君、寺町知正君。

以上を指名します。

お諮りいたします。

ただいま選任されました特別委員会委員の任期は、平成23年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の任期は、平成23年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定いたしました。

各特別委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

委員会開催場所の指定をいたします。

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会は第1委員会室、行財政改革推進特別委員会は第2委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後 1 時48分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告をいたします。

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長、石神 真君、副委員長、村瀬伊織君。

行財政改革推進特別委員会委員長、杉山正樹君、副委員長、上野欣也君。

以上であります。

先ほど、休憩中に岐北衛生施設利用組合議員の議会選出議員、石神 真君から辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。

この際、岐北衛生施設利用組合議員の辞職についてを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、岐北衛生施設利用組合議員の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

地方自治法117条の規定により、石神 真君の除斥を求めます。

〔石神 真議員 退場〕

議長（久保田 均君） 事務局、辞職願の朗読を願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） お諮りいたします。

石神 真君の岐北衛生施設利用組合議員の辞職に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、石神 真君の岐北衛生施設利用組合議員の辞職に同意することに決定をいたしました。

石神 真君の入場を許可します。

〔石神 真議員 入場〕

議長（久保田 均君） ただいま岐北衛生施設利用組合議員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番 横山哲夫君、6番 宮田軍作君を指名いたします。

岐北衛生施設利用組合議員の選挙を行います。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（久保田 均君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

議長（久保田 均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（久保田 均君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

議長（久保田 均君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 投票漏れなしと認めます。

投票は以上で終了いたしました。

開票を行います。

横山哲夫君、宮田軍作君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（久保田 均君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、無効ゼロ。

有効投票中、村瀬伊織君14票、寺町知正君1票、宮田軍作君1票。

以上であります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、村瀬伊織君が岐北衛生施設利用組合議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（久保田 均君） ただいま岐北衛生施設利用組合議員に当選されました村瀬伊織君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

村瀬伊織君、当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

15番（村瀬伊織君） ただいま、皆様の御推挙によりまして岐北衛生施設利用組合の議員にということで御推挙いただきましてありがとうございます。

今後、組合の議会運営に関しましても全力を尽くして頑張ってまいりますので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

〔拍手〕

議長（久保田 均君） ただいま議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。休憩はいたしません。

ただいま平野市長から追加議案が提出されました。

お諮りをいたします。

議第41号 山県市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議第41号 山県市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

地方自治法117条の規定により、田垣隆司君の除斥を求めます。

〔田垣隆司議員 退場〕

議長（久保田 均君） 事務局、議案の朗読を願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 先ほどは、久保田 均議員が議長に、谷村松男議員が副議長に選出されました。まことにめでたうございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー４、議第41号 山口市監査委員の選任同意につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員2名のうち1名は議会議員から選出することとなっております。本日、議会選出の監査委員、谷村松男議員から辞職願が提出され、受理をいたしましたので、後任の監査委員に田垣隆司議員を選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

田垣隆司議員は、御承知のとおり、人格は極めて高潔で、本市の財務管理及び事業経営等につきましても知識、経験も豊富で適任者でございます。

十分な御審議を賜りまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 提案説明が終わりました。

追加日程 質疑

議長（久保田 均君） これより質疑を行います。

質疑がありましたらどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第41号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第41号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議第41号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程 討論

議長（久保田 均君） ただいまから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 次に、賛成討論はありませんか。

討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

追加日程 採決

議長（久保田 均君） ただいまから採決を行います。

議第41号 山県市監査委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

田垣隆司君の入場を許可します。

〔田垣隆司議員 入場〕

議長（久保田 均君） ここで閉会前にちょっとお願いをしておきます。

厚生委員会の委員の皆さん、国民健康保険運営協議会の委員を4名選んでいただいたので、後ほど御報告をいただきたいと思います。後日で結構です。よろしく。

議長（久保田 均君） 以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議はこれで閉じ、平成22年第2回山県市議会臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後2時05分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 後 藤 利 弘

山県市議会議長 久 保 田 均

山県市議会副議長 影 山 春 男

1 番 議 員 上 野 欣 也

13 番 議 員 藤 根 圓 六